

『第7期中央区自立支援協議会』

地域移行・地域定着部会
報告書

令和4（2022）年2月

委員名簿

役職	氏名	所属団体
部会長	さいとう 英二 齋藤 英二	公益社団法人中央区医師会
副部会長	なかの まゆみ 仲野 真由美	NPO法人つつじ 理事長
委員	むろた かずまさ 室田 和正	中央区精神障害者家族会
委員	ぬまざき とみお 沼崎 富雄	中央区民生・児童委員協議会 日本橋地域障がい福祉部会長
委員	あまの やちよ 天野 八千代	区民公募
委員	せきづか のりえ 関塚 範枝	区民公募
委員	とい としこ 土井 敏子	知的障害者生活支援施設 レインボーハウス明石 副施設長
委員	ひがし あい子 東 あい子 (～R3.11.30)	障害者地域活動支援センター ポケット中央
	やまざき いっせい 山崎 一成 (R3.12.1～)	障害者地域活動支援センター ポケット中央
委員	みずはら すずむ 水原 進	精神障害者グループホーム「ホームつつじ」
委員	かわの ようこ 河野 容子	区職員 (日本橋保健センター健康推進担当係長)
委員	あいざき はじめ 相崎 肇	区職員(障害者福祉課相談支援係長)

計11名
(内変更1名)

部会のテーマ・検討内容

「地域生活支援拠点について」

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて」

【開催日時・議題】

開催回	開催日時	開催場所	議題
第1回	令和3年 7月16日(金)	書面開催	①委嘱状の交付 ②副部会長の選任 ③第6期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画について(報告) ④地域生活支援拠点の現状について ⑤精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて
第2回	令和3年 12月10日(金) 18時00分 ～20時00分	中央区立 福祉センター 会議室	①地域生活支援拠点の現状について ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて
第3回	令和4年 1月28日(金)	書面開催	①地域生活支援拠点の取組について ②第7期中央区自立支援協議会地域移行・地域定着部会中間報告書(案)について

議事要旨

第1回（令和3年7月16日（金） 書面開催）

議題1「委嘱状の交付」

議題2「副部会長の選任について」

議題3「中央区障害者計画等について」

第6期の策定があったため、地域移行・地域定着に係る取組等を抜粋し、確認を行った。

議題4「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて」（別紙1～別紙3参照）

今年度、部会員の変更があったため、昨年度までの本部会における協議事項の確認を行った。厚労省から示されている、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの概要および本区の取り組みのロードマップ案について確認した。

議題5「地域生活支援拠点の現状について」

令和2年度に地域生活支援拠点の面的整備型に係る一連の体制整備が図られたものであり、拠点の概要及び中央区障害者福祉計画における位置づけについて改めて確認した。なお、令和3年10月時点で、拠点の登録事業所は14か所となっている。

【書面開催における主な意見】

- ・「精神障害にも」とあえて表現されるように、精神障害の特性を、行政を含め皆が理解して対応することが必要であることを踏まえた取組みが大切。
- ・コロナ禍で困難だと思うが、ピアサポートについての準備を進めていくことが大切だと思う。どこが主体となり、どのように行っていくかなど、ピアスタッフのサポート体制などを整理した上で進めていく必要があると考える。
- ・拠点については、多機能拠点整備型（グループホームまたは障害者支援施設に併設して機能を付加した拠点）のプランを立てるのが良いのではないかと考える。
- ・登録事業者同士がコミュニケーションをよく取り、実効性のあるネットワークを目指せるよう相互理解が必要だと考える。

第2回（令和3年12月10日（金）開催）

議題1「地域生活支援拠点の現状について」（別紙4-1、別紙4-2参照）

令和3年度に新たに地域生活支援拠点登録事業所連絡会を設置した。この連絡会では地域生活支援拠点の体制づくりや運用方法等について情報共有や意見交換、検討等を行うものとしている。

令和3年9月24日に開催した第1回では、地域生活支援拠点の目的と概要を再度確認し、登録している事業所間で意見交換を行った。また、今後の方針として、体験の機会・場の提供の一環として、基幹相談支援センターを中心としたグループホームや就労支援事業所に関する情報集約・共有のあり方について検討予定であることを報告した。

議題2「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて」

「精神障害にも対応した地域包括システム」に係る他自治体の取組や中央区における取組状況を確認した上で令和4年度に向けた取組の方向性を以下のとおり取りまとめた。

①ピアサポーターの活用

- ・ピアサポートの勉強会や先行実施している事業所への訪問を実施
- ・ポケット中央における具体的なピアサポートの活用方法を検討

②住まいの確保支援

- ・引き続き、住まい確保支援について検討
- ・住まいの確保について、当面は現行の相談支援体制で対応

③長期入院患者の実態調査

- ・先行自治体や東京都担当部署へのヒアリングを実施
- ・訪問調査に向けた病院への働きかけや、対象範囲等を検討

【主な意見】

- ・地域生活支援拠点について、緊急時の利用を含めた対応について検討が必要。
- ・ピアサポーターについて、他区の見学や勉強会を行う際に部会員として参加したい。
- ・ピアサポーターの中央区での雇用を検討してほしい。
- ・住まいの確保支援について、引き続き検討していくことが必要。
- ・グループホームから一般の賃貸住宅に移行した際、家賃補助制度があると良い。

第3回（令和4年1月28日（金） 書面開催）

議題1「地域生活支援拠点の取組について」（別紙4-3参照）

中央区障害者計画において、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証等を実施することとしている。検証等については本部会でを行うこととしており、については令和3年度の地域生活支援拠点の取組を報告し、確認を行った。

①令和3年度地域生活支援拠点登録事業所連絡会の実施報告

- ・第1回（令和3年9月24日）
- ・第2回（令和4年1月20日）

②体験の機会・場の提供に係る情報提供

体験の機会・場を提供する機能の一環として、体験利用に係る情報収集・共有の方法を検討し、登録事業所間で情報共有を図ることとした。

③次年度の取組

- ・体験の機会・場の提供に係る情報共有の仕組みの検証
- ・緊急時の受け入れを想定した短期入所に係る体験利用の仕組みづくりに向けた検討
- ・月島地域において計画する多機能拠点整備型の整備に係る情報共有

議題2「第7期中央区自立支援協議会地域移行・地域定着部会中間報告書（案）について」

本部会における令和3年度の取組について、中間報告書（案）としてまとめ、報告した。

【書面開催における主な意見】

地域生活支援拠点の取組について

- ・システム構築には、障害者の親世代である高齢者施策との連携が欠かせないと思う。特に精神障害者の場合はアウトリーチの手法が必要となる。おとしより相談センターや保健所・保健センター等との連携がカギになると思う。医療・保健・福祉の統合と連携のためのシステム作りが課題であり、それができて初めて地域生活支援拠点が実効性のあるものとして機能すると思う。
- ・情報共有について、範囲を定めるのであれば、他事業所にも情報を収集していることをアナウンスし、より情報共有がスムーズにできるといいと思う。
- ・レインボーハウス明石の短期入所利用者のリピーターが少ない理由にゆっくり会話する機会がないとの意見があったため、傾聴ボランティアに活動を依頼してみてもどうか。
- ・今後の取組では、ニーズを想定した仕組みづくりが必要と考えられ、具体例などを挙げながら検証していく必要がある。
- ・現状の仕組みについて、周知する方法を検討し実施してほしい。

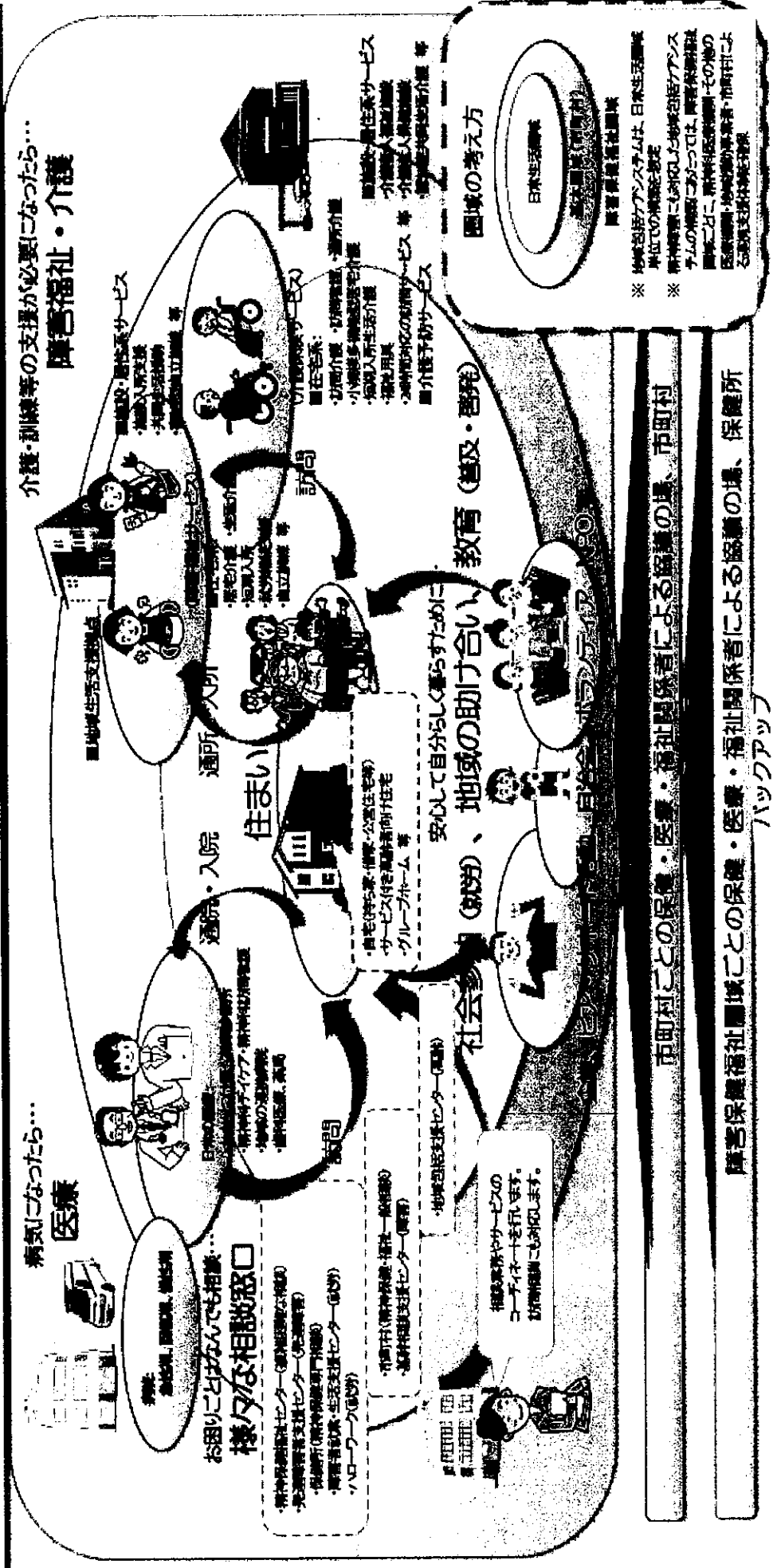
中間報告書(案)について

- ・今年度は3回開催したうち2回書面開催であったため、活動の停滞が心配される。
- ・長期入院患者の実態や働きかけ等については重点に置きたい一つだと思っている。様々な意見が出ているため、うまく吸いあげていけると良い。
- ・ピアサポートの活動はまだ知られていないと思う。ピアサポートについて学んでいる区民がいるとのことなので、その方に話を聞いたり勉強会を開いたりして、ピアサポートについて多くの人に知ってもらい機会を作っていくことから取り組んでいくべき。区として雇用するのは難しいかもしれないが、まずはボランティアや有償ボランティア等で活動してもらい、将来的に雇用となれば良いと思う。やはり給料が出ることが本人にとっては重要だと思う。
- ・ピアサポーターについて、コロナ禍で勉強会や訪問等が難しい1年だった。他地域での情報収集とともに、本区にとって良い形なのかを今後詰めていく必要があると思う。
- ・住まいの確保支援については、都心ならではの問題であり、簡単に解決できないように思う。
- ・部会で意見として出た内容の実現のために、委員がワーキンググループを作ろうとする等、新たな機運や企画が出てくると話し合いがより有意義になると思う。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

平成30年6月27日
第90回障害者補償資料

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



出典：精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き（2019年度版）
 ※「構築推進事業（事業①）」の赤字部分（8, 9, 10）は、2019年度版（令和2年3月発行）より追加。

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

障害保健福祉圏ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

- ◆ 国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。
- ◆ 都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーと連携し、モデル障害保健福祉圏等（障害保健福祉圏域・保健所設置市）における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- ◆ 関係者間で情報やノウハウの共有化を図るため、ポータルサイトの設置等を行う。

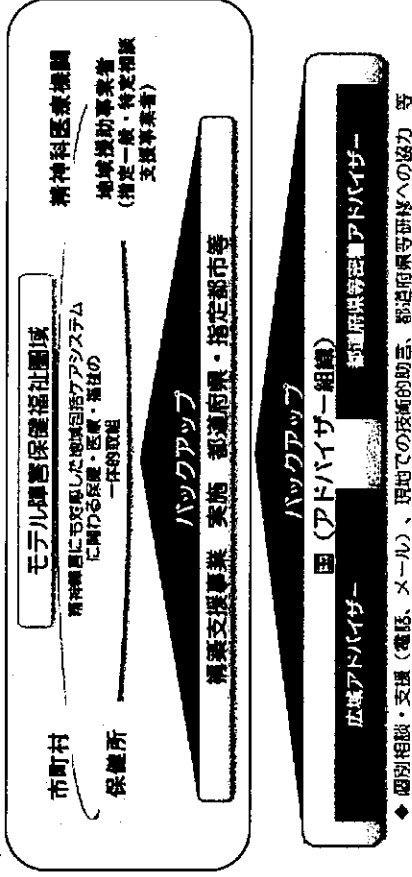
※①及び②の事業はそれぞれ単独で実施することが可能

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（事業①）

【事業内容】（1は必須）

1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
2. 普及啓発に係る事業
3. 精神障害者の家族支援に係る事業
4. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
5. ピアサポートの活用に係る事業
6. アウトリーチ支援に係る事業
7. 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業
8. 構築推進サポーターの活用に係る事業（新）
9. 精神医療相談に係る事業
※精神科救急医療体制整備事業からの組み替え
10. 医療連携体制の構築に係る事業（新）
11. 精神障害者の地域移行・地位定着関係職員に対する研修に係る事業
12. 入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業
13. 地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
14. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業（事業②）



国（構築支援事業事務局）
 全国会議の企画・実施、シンポジウムの開催、アドバイザー（広域・密着AD）合同研修会の開催、地域包括ケアシステム構築に係る手引の作成、地域包括ケアシステム構築状況の評価 等

中央区における取組ロードマップ（案）

	ピアサポーター活用についての事業	地域移行・地域定着
R2年度	<p>中央区としての目的・目標設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的と目標設定 ・関係機関との調整 	
R3年度	<p>ピアサポートの理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先行事業所見学（スタッフ・利用者） ・ピアサポーター養成研修参加 <p>ピアサポート立ち上げにあたっての意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の会議から、ピアについての意見を募る ・ピア活動に興味のある区民から意見を募る（当事者、民生委員、家族など） ・意見について、地域移行・地域定着部会へフィードバック <p>ピアサポートを体験する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピアミーティング ・ピアカウンセリング（外部講師、事業所見学など） <p>予算要求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料作成 ・関係機関調整 	<p>患者調査のための準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先行自治体の情報収集 ・中央区のチラシづくり ・関係機関説明 ・病院へ電話調査、打合せ ・サポートセンターきぬたとの打ち合わせ <p>患者調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院訪問、チラシを配布 ・患者のニーズ調査 ・事例検討
R4年度	<p>ピアサポートにかかわる事業の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピアミーティング運営の基本ルールの設定（中央区のやり方を話し合う） ・利用者への周知方法 <p>ピアスタッフ雇用の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役割決め ・ピアスタッフのケアの体制づくり ・報酬（1月当たり、1回当たり、時間単価） ・募集方法、選考基準など 	
10月	<p>ピアサポート事業開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピアスタッフの募集、選考 ・ピアスタッフの雇用 ・ピア電話相談開始 ・地域移行の病院訪問 	<p>地域移行の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者調査、ケースの選定 ・病院訪問（ピアスタッフ同行） ・関係機関会議 ・サービス調整 ・事例検討 <p>地域移行の振り返り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例検討 ・ロードマップ、計画見直し
R5年度		

地域生活支援拠点登録事業所連絡会の概要

1. 目的

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らせるための居住支援機能を備えた地域生活支援拠点の取組を推進するため、新たに地域生活支援拠点登録事業所連絡会（以下、「拠点連絡会」という。）を設置する。

2. 所掌事務

地域生活支援拠点の体制づくりや運用方法、その他必要な事項について、情報共有や意見交換、検討等を行う。

3. 構成

地域生活支援拠点登録事業所、その他必要と認める者で構成する。
拠点連絡会の庶務は、中央区福祉保健部障害者福祉課が行う。

4. 開催回数

年1回程度とするが、必要に応じて開催できるものとする。

中央区地域生活支援拠点登録事業所一覧

事業所名	登録年度	サービス種別等	機能種別				
			① 相談	② 体験 の 場	③ 緊急 時 の 対応	④ 専門 性	⑤ 地域 の づくり
1 基幹相談支援センター	—	総合相談	○			○	○
2 中央区立福祉センター	令和2	指定特定相談支援事業所	○				○
	令和1	就労継続支援B型		○			
		生活介護		○			
3 中央区立子ども発達支援センター	平成30	指定障害児相談支援事業所 (委託 山鳥の会)	○			○	○
	令和2	指定障害児相談支援事業所 (委託 東京都手をつなぐ育成会)	○				○
4 レインボーハウス明石	平成30	短期入所			○		
		生活介護		○		○	
		就労継続支援A型		○			
		就労継続支援B型		○			
		就労移行支援		○			
		指定特定相談支援事業所	○				○
指定障害児相談支援事業所	○				○		
5 ポケット中央	令和1	指定特定相談支援事業所	○				○
6 中央区障害者就労支援センター	令和2	指定特定相談支援事業所	○				○
7 さわやかワーク中央	令和2	就労継続支援B型		○			
8 アリストランプ	令和2	就労継続支援B型		○			
9 アイビー	令和1	就労継続支援B型		○			
10 クローバース・ピア 日本橋	令和1	就労継続支援B型		○			
11 クローバース・ピア 浜町公園	令和1	共同生活援助		○			
12 コンフィデンス日本橋	平成30	就労移行支援		○			
13 浜町花だより	令和1	共同生活援助		○			
14 ナチュラルプランツ サポート	令和3	就労継続支援A型		○			
計			8	14	1	3	8

令和3年9月1日現在

地域生活支援拠点の取組について

1. 令和3年度地域生活支援拠点登録事業所連絡会

当連絡会は令和3年度より新たに設置したものである。(別紙1・2参照)

第1回 令和3年9月24日開催

議題1) 地域生活支援拠点事業所連絡会の概要について

議題2) 地域生活支援拠点の概要等について

第2回 令和4年1月20日開催

議題1) 体験の機会・場の提供に係る情報共有について

議題2) 次年度の取組について

2. 体験の機会・場の提供に係る情報共有について

体験の機会・場の提供の一環として、体験利用可能な事業所に関する情報集約・共有のあり方について検討し、以下のとおり情報共有を図ることとする。

1. 情報収集について	
情報収集(集約)	基幹相談支援センター
対象サービス	就労継続支援A・B型、就労移行支援、共同生活援助
収集する情報	体験利用可能な事業所名・担当者・連絡先・対象サービス・利用者の条件(障害種別・支援区分・年齢等)・受入可能者数・利用可能期間・利用料(自己負担)・利用にあたっての注意事項・その他条件(ガイドブックやグループホーム連絡会での事業所情報等活用)
2. 情報共有について	
共有する関係機関の範囲	情報は、拠点登録事業所・障害者福祉課(相談支援係・給付指導係)・基幹相談支援センターで共有
情報共有の方法	拠点登録事業所から情報提供があった段階で、基幹相談支援センターが拠点登録事業所・障害者福祉課(相談支援係・給付指導係)宛メールにて情報提供

※令和4年2月中に情報共有の取り組みを開始予定

3. 次年度の取組について

- ・「体験の機会・場の提供に係る情報共有」の仕組みの検証
- ・緊急時の受け入れを想定した短期入所に係る体験利用の仕組みづくりに向けた検討
- ・月島地域において計画する多機能拠点整備型の整備に係る情報共有